

北海道告示第 10779 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 2 月 7 日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 10 月 7 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩見沢東ショッピングセンター

北海道岩見沢市 1 条東 12 丁目 1-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホッコン 代表取締役 芳賀 俊輔

北海道深川市 3 条 9 番 26 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名 又は名称	代表者の氏名	住 所
ホームック株式会社	代表取締役 柴田 憲次	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号
マックスバリュ北海道 株式会社	代表取締役 山尾 啓一	札幌市中央区北 8 条西 21 丁目 1 番 10 号
有限会社レガン	代表取締役 奥野 賢一	岩見沢市 3 条 2 丁目 6 番地 4
株式会社アンズ	代表取締役 芝垣 敏久	札幌市西区八軒 4 条西 2 丁目 3 - 16
株式会社ニューステッ プ	代表取締役 高田 覚司	東京都中央区新川 1 丁目 22 番 10 号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社げんたろう	代表取締役 広瀬 秀雄	夕張郡栗山町字中里 61 番地 26

(変更後)

小売業を行う者の氏名 又は名称	代表者の氏名	住 所	変更し たもの
ホームック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番 1号	①
マックスバリュ北海道 株式会社	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北8条西21丁目1番10 号	②
有限会社レガン	代表取締役 奥野 賢一	岩見沢市3条2丁目6番地4	
株式会社ワッツオース リー北海道	代表取締役 越智 正直	札幌市北区麻生町6丁目14番14号	③
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	④
株式会社ショッピング 北広	代表取締役 菅原 修	北広島市山手町6丁目4番地	⑤

(4) 変更の年月日

上記1(3)① 平成23年3月1日

上記1(3)② 平成24年11月12日

上記1(3)③ 平成26年11月7日

上記1(3)④ 平成26年8月7日

上記1(3)⑤ 平成27年11月26日

(5) 変更する理由

上記1(3)① 代表者の変更のため

上記1(3)② 代表者の変更のため

上記1(3)③ 入居のため

上記1(3)④ 代表者の変更のため

上記1(3)⑤ 入居のため

2 届出年月日

平成28年9月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年10月7日(金)から平成29年2月7日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで